

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により桜井市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和元年八月三十日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称（仮称） トライアル桜井粟殿店  
所在地 桜井市大字粟殿一〇一七番九ほか
- 二 桜井市から聴取した意見の概要

#### 1 危機管理課

##### (1) 交通対策

店舗に隣接する道路から車両が店舗敷地へ進入退出する際、車両運転手が歩道を歩行中の歩行者等に対して注意して進入退出等を行うような注意喚起対策を講じること。

また、当該駐車場等の安全確保のため各駐車場枠に車止めの設置等の対策を講じること。

##### (2) 防犯（犯罪抑止）対策

駐車場等における防犯（犯罪抑止）対策として、警備員の巡回に加え、防犯カメラ設置等の対策を講じること。

#### 2 市民協働課

周辺地域（地元）に周知すること。

工期等の説明を行い、工事機材の搬入・搬出時の安全に注意すること。

#### 3 環境総務課

- (1) 地元区長をはじめ近隣関係住民と事前に立地の協議を行い、後日苦情がないようにより了解を得ること。また諸手続後、開発（建築）工事及び竣工後の店舗営業等に際して騒音、振動、粉塵、悪臭等により周辺環境が悪化することのないよう、関係諸法令を遵守し万全を期すとともに、万一苦情が発生した場合は、事業者の責任において誠意をもって迅速に解決に努めること。

- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び桜井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例を遵守し、適正に処理すること。

#### 4 施設課

- (1) 一般廃棄物の処理について  
事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、事業者自ら処理すること。  
ア 可燃物、不燃物、資源物に分別し、廃棄物の減量に努めること。  
イ 廃棄物保管場所については、充分かつ適正に収納できる容積（ただし、生ごみ・可燃物は三日分以上）を設けること。  
ウ 粗大ごみ及び資源物は、自己処理すること。  
エ 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の搬入は、行わないこと（ただし、搬入の受付を行っている日は除く。）。  
オ 桜井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例及び桜井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則の規定に基づき、次の書類を提出すること。

- ・ 廃棄物管理責任者選任（解任）届
- ・ 廃棄物の減量及び再利用に関する計画書
- ・ 再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届
- ・ 一般廃棄物処理申込書兼加入台帳

- (2) 産業廃棄物の処理について  
関係機関との調整及び関係法令等に基づき適正に処理すること。

## 5 土木課

- (1) 水害対策及び排水  
排水の放流については、流量計算を十分にし、水害防止に努め水路管理者に報告すること。また、水利権者の同意を得ること。

- (2) 交通対策  
市道については、車等が停滞することのないように交通対策を講じること。  
また、出入口を設けることについては、道路形態が変更となることも含め地元  
に説明し了解を得ること。後日、地元より苦情及び申し入れがあった場合は、誠  
実に対応すること。

さらに、奈良県警と交通対策について協議することになると思われるが、その  
結果を道路管理者に報告することとし、道路形態の変更については道路管理者と  
協議すること。

- (3) 道路・水路等への影響

当該行為により公共施設等に損害を与えたときは、当該施設の管理者の指示により復旧すること。

また、道路上に土砂等が飛散することのないよう十分注意し、飛散したときは、直ちに撤去し清掃すること。

道路・水路等公共施設の構造等を変更する場合は、関係法令の許可を得ること。

#### 6 都市計画課

出店に当たっては、都市計画法、景観法、奈良県屋外広告物条例等に基づいて必要な手続を行うこと。手続に当たっては、都市計画課担当職員と事前に協議を行いその指示に従うこと。

なお、景観法については、平成三十一年四月十五日付けで景観法第十六条第一項に基づく届出がされているため、当該届出に係る行為を完了したときは、速やかに完了の届出をすること。

#### 7 教育委員会事務局総務課

事業地近くに児童生徒の往来があるので、付近を通る児童生徒には特に注意を払うよう安全対策を徹底させること。

#### 8 教育委員会事務局学校教育課

当該店舗所在地は、桜井西小学校及び桜井西中学校区内であり、児童生徒が付近を通行するので、従業員の通勤車両及び搬出入車両の運行並びに来客車両の誘導等には十分注意され、安全確保を図ること。

また、当該店舗は桜井西小学校及び桜井西中学校区内にあることから、運営する際は特に休日・夜間等において青少年等の「たまり場」にならないよう留意いただき、青少年健全育成に協力すること。

#### 9 教育委員会事務局文化財課

当該地については、平成三十一年四月十六日付けで株式会社マルハン代表取締役韓裕より文化財保護法に基づく埋蔵文化財発掘の届出書が提出され、発掘調査が完了している。工事等に際して上記届出に基づく設計の変更等が生じた場合、又は遺構・遺物等が発見された場合には、速やかに届出を行うこと。

### 三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

### 四 縦覧期間

令和元年八月三十日から同年九月三十日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する祝日を除きます。

##### 五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで